

平成 19 年度
社会的養護施設に関する実態調査結果
中間報告書
【概要版】

平成 20 年 10 月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

目次

1. 調査の背景と目的	1
(1) 調査1 社会的養護施設に関する実態調査について	2
1) 調査内容	2
2) 調査対象施設	2
3) 調査方法	3
(2) 調査2 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する 実態調査のための試行的調査	3
2. 施設調査集計結果	4
(1) 各施設における入所の状況	4
(2) 各施設における運営の状況	7
3. 児童個票集計結果	11
(1) 基本属性	11
(2) 入所児童の心身の状況	14
(3) ケアの適合状況	26
4. 職員勤務状況調査集計結果	33
(1) 職員の基本情報	33
(2) 専門ケア職種の資格保有状況	35
(3) 直接ケア職種の1週間の勤務状況	37

1. 調査の背景と目的

近年、社会的養護を必要とする児童の増加や虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化が指摘される中、社会的養護体制はこのような状況に適切に対応することが求められている。

このような状況の中、議員立法として提出され、平成 19 年 5 月に成立した児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 73 号）の附則において、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定された。

このような状況を踏まえて、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会では、子どもの状態に応じた支援体制について、①子どもの状態に応じた心理ケア、治療的ケアの充実・強化、②パーマネンシーケア（継続した生活環境や人間関係に基づくケア）の強化、③施設における小規模ケアの推進の三つの観点から、人員配置基準等の見直し等を含めたケアの改善に向けた方策の検討が必要であり、その際には、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果等を十分に踏まえて検討を行うことが必要とされた。

本調査は、上記の経過を受けて、厚生労働省において、みずほ情報総研に委託して、以下の 2 つの調査・分析を行い、今後の社会的養護の施設類型のあり方の見直し等の検討に資する資料を入手することを目的として実施した。

【調査 1 社会的養護施設に関する実態調査】

❖ 施設調査

社会的養護を必要とする児童が入所する施設（以下「社会的養護施設」という。）のケアの形態を含む運営状況等及び児童の在籍状況調査

❖ 児童個票調査

社会的養護施設における入所児童の心身の状況や入所児童に対するケアの適合状況及びケアの負担状況調査

❖ 職員勤務状況調査

社会的養護施設における職員の職種別配置状況や勤務状況の調査

【調査 2 平成 20 年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査のための試行的調査】

❖ 乳児院における 24 時間タイムスタディによる業務量に関する調査

(1) 調査1 社会的養護施設に関する実態調査について

1) 調査内容

❖ 施設調査

調査対象施設における在籍者や職員の状況及びケアの形態を含む運営状況等の施設属性を把握することを目的として実施した。

❖ 児童個票調査

平成20年3月1日現在調査対象施設に入所している児童の心身の状況の実態を把握することを目的として実施した。また、施設機能と入所児童の状態像との不適合が発生していると判断される場合に、下記の事柄を把握することを目的として実施した。

- ・ 現在の入所施設よりも他に適している施設があると考えられる児童数
- ・ 上記児童に適していると考えられる施設とその理由
- ・ 上記児童についてのケアの負担感
- ・ 上記児童の心身の状況及び情緒・行動上の問題特性等

これにより、各施設において職員のケア負担感が大きい児童の特性や、児童の特性とケアの適合状況を定量的に把握することを目指した。

❖ 職員勤務状況調査

職種別の職員配置や勤務状況、職員の保有資格の状況等について把握することを目的として実施した。

2) 調査対象施設

調査は、以下の5種類の施設を対象として全1,040施設(平成20年3月1日時点で把握している施設数)について悉皆調査を行った¹⁾。

- ・ 乳児院 (121 施設)
- ・ 児童養護施設 (559 施設)
- ・ 情緒障害児短期治療施設 (31 施設)
- ・ 児童自立支援施設 (58 施設)
- ・ 母子生活支援施設 (271 施設)

上記対象施設のうち、回収を終えた次頁に示す施設(回収数)を、本報告書の最大集計対象とした。さらに、調査票及び設問ごとに、有効回答に限定して集計を行った。

¹⁾ ただし、平成20年3月1日時点で入所児童のいない施設(廃止予定施設)については調査対象外とした。

図表 1 調査対象施設数と施設調査票の有効回収数

	総件数	有効回収数	有効回収率
乳児院	121	112	92.6%
児童養護施設	559	489	87.5%
情緒障害児短期治療施設	31	26	83.9%
児童自立支援施設	58	40	69.0%
母子生活支援施設	271	240	88.6%

3) 調査方法

電子調査票を用いた悉皆調査を行った。調査対象施設に対し、郵送にて調査関連資料を入手するためのインターネット上のウェブサイトの案内を行い、ウェブサイトを通じて施設種類別に電子調査票の配信を行った。

調査票の記入は施設の事務担当職員に依頼し、児童個票については調査項目の内容に応じて、医師や看護師、児童のケアを担当する保育士、児童指導員、心理療法担当職員等に調査項目の記入を依頼した。

記入を終えた電子調査票を、調査事務局宛にメールに添付して返送又はメディアに収めて郵送する形で回収を行った。また、電子調査票に対応していない施設に対しては、電子調査票と同内容の印刷された調査票を郵送にて配布し、郵送回収を行い、調査事務局にて電子データ化を行った。

(2) 調査2 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査のための試行的調査

本調査は、乳児院を対象に、平成20年度に行う社会的養護における施設ケアに関する実態調査を行う際の調査手法を検討することを目的に、試行的にタイムスタディを行った。

調査を通じて明らかになった調査手法に関する課題は、以下の通りであった。

- ・本調査では介護や看護分野で使用しているケアコードやアセスメント票を用いたが、社会的養護に関わる業務内容に応じたケアコードやアセスメント項目の検討が必要であること。
- ・介護や看護分野ではタイムスタディを他計式により実施することが多い。しかしながら、社会的養護の場合には、児童に対するケアの一環として保護者や施設外資源と関わる業務が多いことから、他計式ではそれらの業務時間を的確に捕捉することは難しいと考えられた。こうしたことから、社会的養護に関するタイムスタディは、自計式で実施することが望ましいと考えられたこと。

平成20年度の調査を行う際には、これらの課題を踏まえたものとする。

なお、試行的調査の結果については、平成20年度の調査の結果と併せて分析を行うこととする。

2. 施設調査集計結果

(1) 各施設における入所の状況

❖ 在籍児童数

平成20年3月1日時点の施設種類別の在籍者数の平均及び合計数は下記のとおりである。

図表 2 在籍児童数

在籍児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n= 112	26.99	14.68	3,023
児童養護施設	n= 489	56.94	23.26	27,842
情緒障害児短期治療施設	n= 26	36.50	11.33	949
児童自立支援施設	n= 40	37.23	30.12	1,489
母子生活支援施設(在籍世帯数)	n= 240	15.32	8.69	3,677
母子生活支援施設(在籍人数)		42.17	41.78	10,120

※有効回答施設分のみ

※母子生活支援施設の在籍人数は母親と児童の合計数

❖ 平成18年度の入退所児童数

平成18年度の入退所児童数は下記のとおりである。

図表 3 平成18年度の入退所児童数

入所児童数(人)					
	施設数	平均	標準偏差	合計	構成比
				n= 11,410	
乳児院	n= 112	22.47	19.07	2,517	22.1%
児童養護施設	n= 489	11.69	8.26	5,717	50.1%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	18.81	12.39	489	4.3%
児童自立支援施設	n= 40	23.90	20.49	956	8.4%
母子生活支援施設	n= 240	7.21	5.80	1,731	15.2%

※母子生活支援施設は入所世帯数

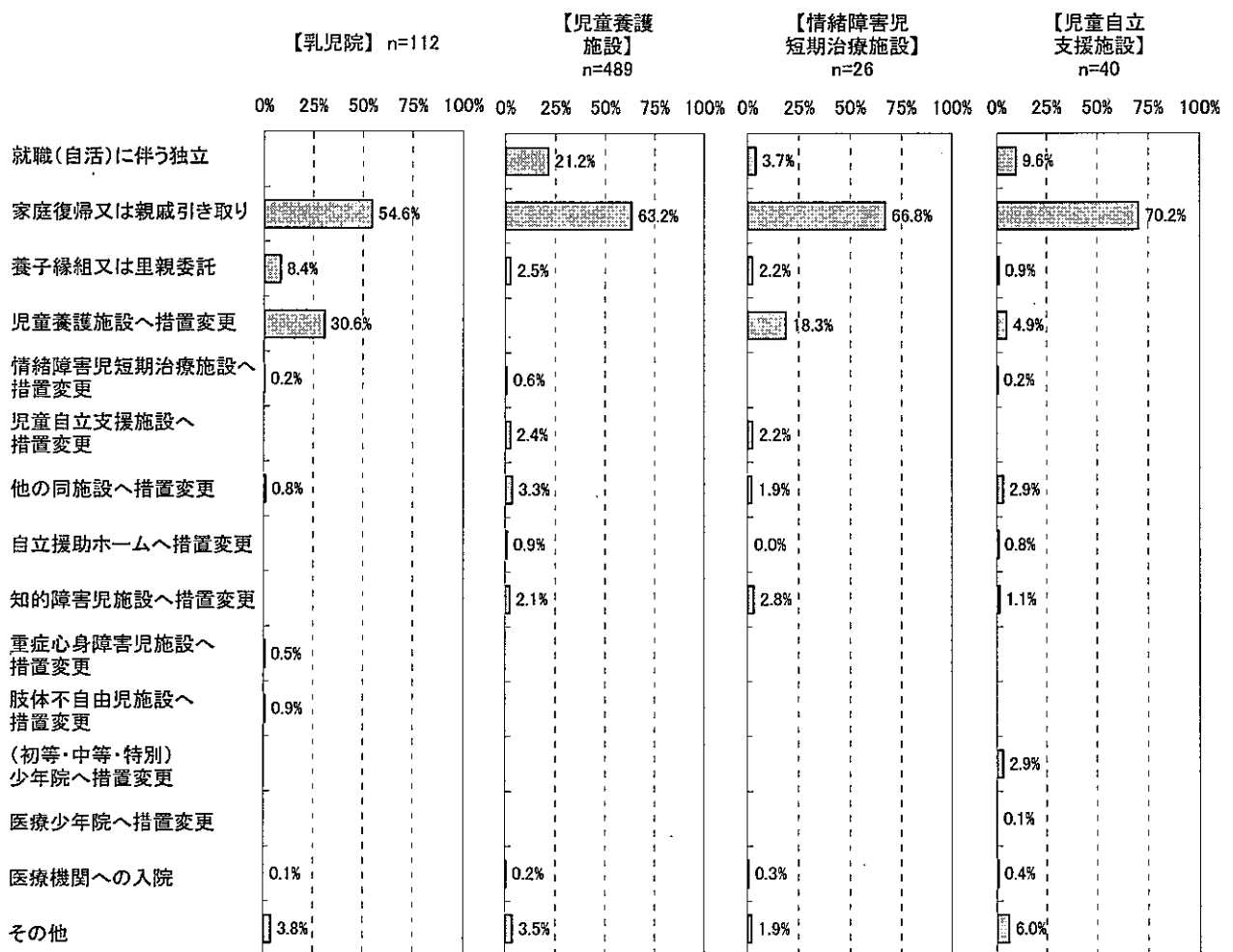
退所児童数(人)					
	施設数	平均	標準偏差	合計	構成比
				n= 10,710	
乳児院	n= 112	21.35	16.66	2,405	22.5%
児童養護施設	n= 489	11.05	7.19	5,404	50.5%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	12.38	7.37	322	3.0%
児童自立支援施設	n= 40	22.48	15.67	899	8.4%
母子生活支援施設	n= 240	6.96	5.15	1,680	15.7%

※母子生活支援施設は退所世帯数

❖ 平成 18 年度退所児童の退所理由

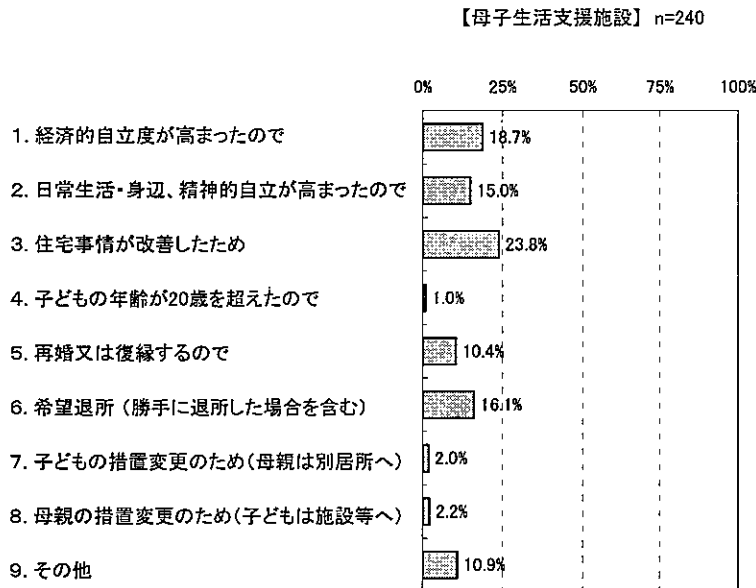
平成 18 年度の退所児童の退所理由の内訳は次のとおりである。いずれの施設においても「家庭復帰又は親戚引き取り」が最も多くなっている（母子生活支援施設は除く）。「家庭復帰又は親戚引き取り」以外については、乳児院では、「児童養護施設へ措置変更」が多く、里親委託が実現するケースが限られていることがうかがえる。児童養護施設では、「就職（自活）に伴う独立」が多く、「家庭復帰又は親戚引き取り」と合わせると退所理由の 8 割以上を占めている。情緒障害児短期治療施設では、「児童養護施設へ措置変更」が多く、家庭復帰以外では児童養護施設へ措置変更されるケースが多くみられる。児童自立支援施設では、「就職（自活）に伴う独立」が多く、「家庭復帰又は親戚引き取り」と合わせると退所理由の約 8 割を占めている。

図表 4 平成 18 年度の退所児童における退所理由



一方、母子生活支援施設の退所理由をみると、最も多いのは「3. 住宅事情が改善したため」であり、次いで「1: 経済的自立度が上がった」、「6. 希望退所（勝手に退所した場合を含む）」の順となっている。

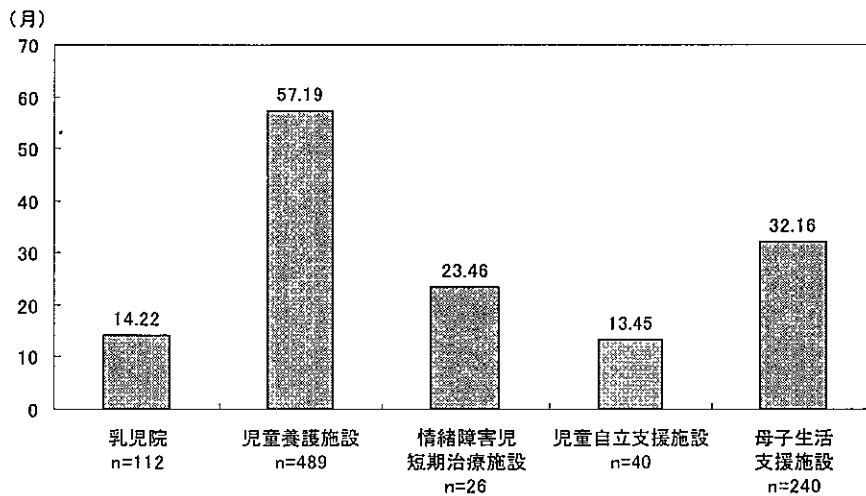
図表 5 平成 18 年度退所世帯における退所理由【母子生活支援施設】



❖ 平均入所期間

平成 20 年 3 月 1 日時点の在籍児童の平均入所期間は下記のとおりである。平均入所期間が最も長いのは児童養護施設で約 57 か月（約 5 年）である。次に長いのは母子生活支援施設で約 32 か月（約 3 年）、次が情緒障害児短期治療施設で約 23 か月（約 2 年）の平均入所期間となっている。乳児院と児童自立支援施設の在籍児童の平均入所期間は共に約 1 年となっている。

図表 6 平均入所期間(月単位)

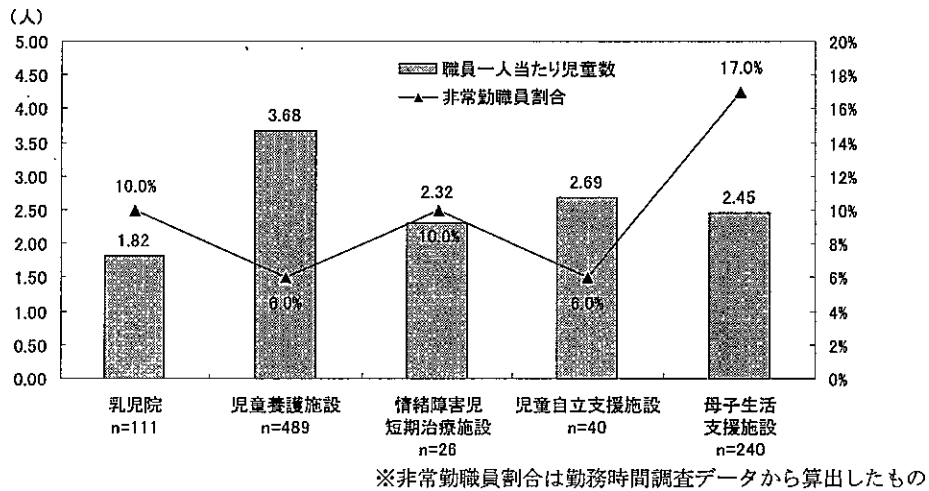


(2) 各施設における運営の状況

❖ 直接ケア職種の職員一人当たり児童数²

施設種別ごとの直接ケアに携わる職員の配置状況は下記のとおりである。児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づく児童の年齢に応じた職員の配置を考慮せず、単純に比較すると、職員一人当たり児童数は、乳児院で最も少なく、次いで情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設の順になっており、児童養護施設が最も多い。また、母子生活支援施設においては、非常勤職員割合が他の施設と比べて高い傾向にある。

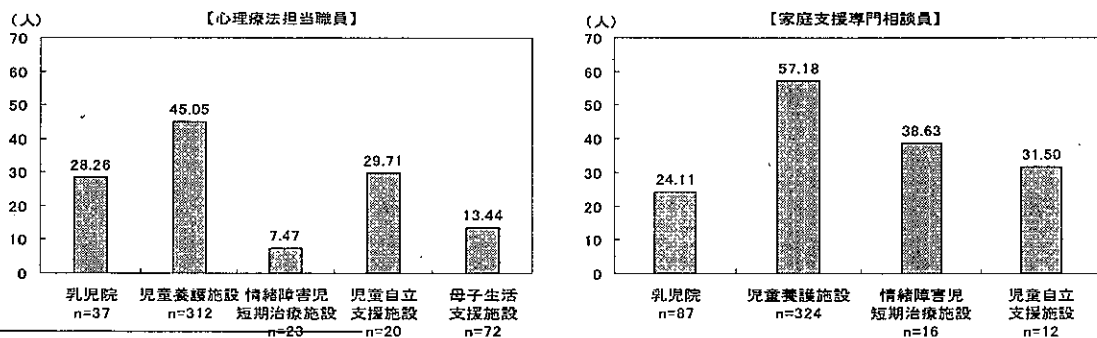
図表 7 直接ケア職種の(常勤換算)職員一人当たり児童数



❖ 専門ケア職種の職員一人当たり児童数³

心理療法担当職員を配置している各施設種別における心理療法担当職員の職員一人当たり児童数は、情緒障害児短期治療施設で最も少なく、次いで母子生活支援施設である。また、家庭支援専門相談員を配置している各施設における家庭支援専門相談員の職員一人当たり児童数は、乳児院で最も少なく、次いで児童自立支援施設となっている。

図表 8 専門ケア職種の職員一人当たり児童数



² 各施設における該当職種については p33 の施設種類別集計対象職種一覧を参照のこと

³ 専門ケア職種については常勤換算による算定が適さないため(常勤+非常勤)の人数に基づいて算出したもの

❖ ケアの形態⁴

施設種別におけるケアの形態、その運営施設数、一舎当たりの定員数、一舎当たり在籍児童数、直接ケア職種の職員一人当たり児童数及び直接ケア職種の夜間配置職員数は下記に示すとおりである。

※ 職員一人当たり児童数は、すべて常勤換算した直接ケア職種の配置職員数を基に算出

※ 各ケアの形態で施設の重複あり

図表 9 ケアの形態(平成 20 年 3 月 1 日時点)

乳児院 (施設数:n=111)			
		小規模グループケア以外のケアの形態	小規模グループケア
保有施設数	施設数	111	28
	%	100.0%	25.2%
舎数		251	28
一舎当たり定員数	平均	16.10	4.32
一舎当たり在籍児童数	平均	14.70	4.14
当該ケア形態における職員一人当たり児童数	平均	1.86	1.61
当該ケア形態における夜間配置職員数	平均	1.51	0.58

※「ケアの形態」無回答施設 n=1

児童養護施設 (施設数:n=489)							
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8%	19.5%	23.4%	43.4%	22.7%	11.3%
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎当たり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎当たり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
当該ケア形態における職員一人当たり児童数	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

⁴ 施設種別におけるケアの形態ごとの特徴を捉えるため、児童養護施設については1舎当たり定員数が20人以上を「大舎」、13～19人を「中舎」、12人以下を「小舎」として集計を行っている。また、乳児院については「小規模グループケア」・「小規模グループケア以外のケアの形態」別、情緒障害児短期治療施設については「中舎」を保有する施設数が無いため、「大舎」・「小舎」・「小規模グループケア」別（いずれも人数による区切りではなく施設の判断に基づくもの）、児童自立支援施設については「夫婦制」・「交替制」・「並立制」別、母子生活支援施設については「本園」・「小規模分園型」別で各ケアの形態についての集計を行っている。なお、表中の各施設のn数は、「ケアの形態」の設問に対して無回答の施設を除く数である。

情緒障害児短期治療施設 (施設数:n= 26)				
		大舎	小舎	小規模 グループ ケア
保有施設数	施設数	23	5	3
	%	88.5%	19.2%	11.5%
舎数		28	15	3
一舎当たり定員数	平均	37.13	8.10	5.67
一舎当たり在籍児童数	平均	31.39	7.35	4.67
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	2.32	2.98	1.33
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	2.00	0.90	1.33

児童自立支援施設 (施設数:n =40)				
		夫婦制	交替制	並立制
保有施設数	施設数	13	30	4
	%	33.3%	76.9%	10.3%
舎数		69	86	7
一舎当たり定員数	平均	11.75	17.26	9.50
一舎当たり在籍児童数	平均	8.45	9.16	7.38
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	4.15	1.87	3.69
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	1.54	1.55	1.75

※児童自立支援施設の寮舎運営は、夫婦制と交替制に大別される他に、
並立制と呼ばれる一組の婚姻外の男女を基本とする形態も存在する。

母子生活支援施設 (施設数:n= 239)			
		本園	小規模 分園型
保有施設数	施設数	239	9
	%	100.0%	3.8%
舎数		240	10
一施設当たり定員世帯数	平均	19.58	5.44
一施設当たり在籍世帯数	平均	15.13	5.11
当該ケア形態における 職員一人当たり世帯数	平均	2.44	4.32
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	1.00	0.33

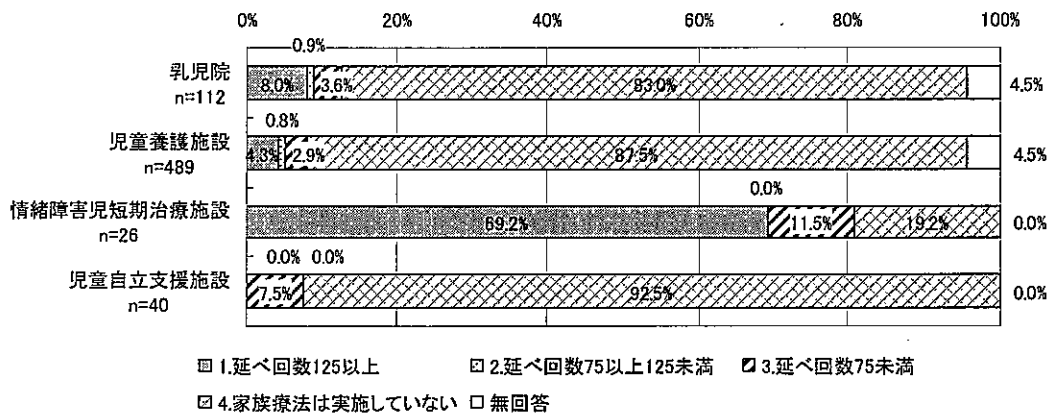
※「ケアの形態」無回答施設 n=1

❖ 家族療法の実施状況

本調査における「家族療法」は、あらかじめ都道府県知事に申請し指定を受けた施設において、施設内で行うものについて調査したものである。

平成18年度実績では、施設内で家族療法を実施している施設は、情緒障害児短期治療施設では約8割、それ以外の施設はいずれも約1割である。実施延べ回数についてみると、「1.延べ回数125以上」の割合は、乳児院では8.0%、児童養護施設で4.3%、情緒障害児短期治療施設では69.2%となっている。

図表 10 家族療法の実施状況(平成18年度実績)



❖ 適切なケアを提供するために今後必要とする事柄

各施設が、今後適切なケアを児童に提供するために必要だと思う事柄について回答した結果についてみると(単数回答)、施設種別ごとに下記のとおりである。いずれの施設種別でも「1. 人的資源の拡充」を選択した施設が最も多くみられた。

図表 11 今後必要とする事柄

